

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う本学の対応について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に分類が変更されることが決定され、これに伴い本学における対応も以下のとおり見直しますので、引き続き、御協力をお願いします。

なお、令和2年10月30日付け2医大総号外「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う濃厚接触者等への対応について（通知）」及び令和4年2月4日付け3医大総号外「新型コロナウイルス感染症に関する職員の健康管理について（通知）」は廃止とします。

おって、学生については、学部や学年ごとの通知等に基づく対応をお願いします。

記

## 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応

発症日の翌日を起算日として、10日間（発症11日目まで）はマスク着用するとともに、5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでは自宅待機（外出を自粛）すること

なお、これまで実施してきた教職員及び学生の感染に伴う指定様式による報告及び濃厚接触者の特定は行わない

## 2 基本的対策

(1) 各個人が主体的に実施すること

ア 附属病院内では、必ずマスクを着用すること

イ 発熱や喉の痛みなどの症状がある場合や感染の不安がある場合などは出勤や登校を控え、かかりつけ医に早めに受診や相談をすること

ウ 医療機関を受診し「陽性」と診断された場合やPCR検査又は検査キットなどによる検査結果が「陽性」と判明した場合は、教職員は各所属長に、学生は教育研修支援課又は保健科学部事務室に連絡するなど適切に対応すること

(2) 各所属で実施すること

ア 健康ダイアリーによる健康観察

イ 職場内の感染者が発生することを想定して、業務継続計画（BCP）などを確認し、優先順位が高い業務において未処理や遅滞などが発生しないように努めること

ウ 感染対策を含め、業務効率化の面からも時差出勤や在宅勤務、オンライン会議などの活用を検討すること

(3) 所属等に実施の判断を委ねること

ア 職場等における手指消毒、こまめな換気

イ 感染流行期におけるマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保及び仕切りの設置等

令和5年5月2日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 竹之下 誠一